

# 阿賀野市いじめ防止基本方針

令和5年9月改定

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本基本方針は、児童生徒の尊厳を維持する目的の下、学校、家庭、地域、市その他の関係者の連携によりいじめの問題の克服に向けて取り組むよう、「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止及びいじめの早期発見、いじめへの対処などのいじめの防止等のための対策を推進するために策定するものである。

また、令和2年12月に「新潟県いじめ等の対策に関する条例」が施行されたことにより、当市のいじめ防止基本方針を改定するものである。

## I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本的な理念

いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、日頃から、「いじめを許さない」意識の醸成やお互いを尊重し合う人間関係の構築、いつでもだれでも相談できる体制の整備等、学校の内外を問わず、いじめを未然に防止することを旨として実施する。

また、いじめが発生した場合には、いじめを受けた児童生徒の生命、心身を保護することが特に重要であるとの認識を共有し、市、学校、家庭、地域、関係機関等が連携して、いじめ問題の克服に取り組む。

いじめを行った児童生徒への指導に当たっては、いじめは相手の人格を傷つけ、生命を脅かす行為であることを理解させ、自らの責任の重さを十分自覚させるとともに、当該児童生徒が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に配慮する。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、いじめを認識しながらはやし立てたり面白がったりする児童生徒や周辺で傍観している児童生徒に対しても、それがいじめに間接的に加担する行為であることを自覚させ、全ての児童生徒が、いじめは決して許されない行為であることを十分理解できるようにする。

「新潟県いじめ等の対策に関する条例」では、「いじめの類似行為」についても防止等の対策をするものとされていることから、本方針におけるいじめの防止等の対策と認知及びその後の対応については、「いじめの類似行為」に関しても同様に取り扱うものとする。

## 2 定義

### (1) いじめの定義

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為がいじめにあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行う。また、いじめには多くの態様があることから、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することがないように努める。

### (2) いじめの類似行為の定義

いじめの類似行為とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童生徒が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

## 3 いじめの認知及びその後の対応における留意事項

- いじめを受けたとされる児童生徒の聴き取り等を行う際には、行為が発生した時点の本人の周辺の状況等を客観的に確認する。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」等において判断する。
- 外見的には遊びやけんかのように見える行為でも、見えない所で被害が発生している場合があること、様々な理由で本人がその事実を否定することがあること等を踏まえ、状況等の確認を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- いじめに当たると認知した場合であっても、その全てが厳しい指導を要する場合は限らない。好意で行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等については、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導する等、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、情報を得た教職員は、学校いじめ対策組織に報告し、情報を共有する。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、教育的な配慮や被害者の意向に配慮した上で、早期に警察に相談するものとし、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察に通報し、適切に援助を求めるものとする。

#### 4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の尊厳を損なう、決して許されない行為であり、その防止に向け、学校はもとより、社会全体が使命感をもって取り組んでいかなければならない。また、「いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうる」ものであることから、早期発見に努め、認知した場合は深刻化させないように、迅速かつ適切に対応すること重要である。

##### (1) いじめの防止

児童生徒がよりよい人間関係を構築できるように社会性を育み、いじめを生まない土壌をつくるため、また児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、次のような視点からいじめの防止に努める。

- 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に、豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度、主体的に問題の解決に向かおうとする構え等、心の通う人間関係を構築する能力や素地を養い、「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。
- 全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、児童生徒の「居場所づくり」を進めるとともに、児童生徒同士の「絆づくり」を通して、自己有用感や充実感を得られるようにする。
- 児童生徒がいじめを行う背景にあるストレスなどの要因に直目し、その要因についての改善を図るとともに、児童生徒がいじめに向かわないようストレスに適切に対応できる力を育む。
- いじめ問題への取組への重要性について市民全体に認識を広め、家庭・地域と一体となって取組を推進するための普及啓発に努める。

##### (2) いじめの早期発見

いじめに迅速に対処するには、早期発見が不可欠である。そのため、教職員はもとより、児童生徒や保護者、地域住民が日頃から「いじめ見逃し0」の意識を共有し、いじめの早期発見に努める。

いじめの早期発見のため、学校や教育委員会は、アンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭・地域と連携して児童生徒を見守る。

##### (3) いじめへの対処

学校がいじめの疑いを発見したり、通報を受けたりした場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対し事情を確認した上で適切に指導する。対応にあたっては、組織的に行う。

学校は、保護者と連携していじめの対処にあたるとともに、いじめの認知を教育

委員会に報告し密接な連携によりいじめの解消に取り組む。

学校や教育委員会においていじめの児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関との適切な連携を行う。

#### (4) 家庭や地域との連携

社会全体で児童生徒を見守るため、学校とPTAや地域の関係団体等は、いじめの問題について協議する機会を設けるとともに、組織的に協働する体制を構築する等、連携を図る。

家庭においては、保護者の責務等を踏まえ、家庭での指導等が適切に行われるように努めることが大切である。また、学校がいじめの疑いを発見し、通報を受けた場合には、虐待の恐れ等特別な事情がない限り、いじめを受けた児童生徒の保護者に、いじめの態様等を説明し、見守りや支援を依頼する等、連携を図る。また、いじめを行った児童生徒についても、いじめを認知した時点で同様の対応を行う。

地域においては、いじめを防止することの重要性について理解を深め、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めるよう努めることが大切である。

## II 市及び市教育委員会が実施すべき施策

### 1 「阿賀野市いじめ問題対策連絡協議会」の設置

市は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、「阿賀野市いじめ問題対策連絡協議会」を置く。

#### (1) 構成員

学校、教育委員会、青少年の健全育成に携わる者、警察、その他の関係者で構成する。

#### (2) 機能

○いじめの実態について情報を共有する。

○いじめ防止の取組についての情報連携及び行動連携を推進する。

### 2 「阿賀野市いじめ防止サポート委員会」の設置

市教育委員会は、「いじめ問題対策連絡協議会」との円滑な連携の下に地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、教育委員会の諮問機関として「阿賀野市いじめ防止サポート委員会」を置く。

#### (1) 所掌事務

阿賀野市いじめ防止サポート委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事務を行う。

①いじめの防止等のための対策を調査審議すること。

②法第28条第1項・第2項に規定する重大事態に係る事実関係を調査審議する

こと。

## (2) 組織

委員は、教育、心理、福祉及び法律等に関する専門的な知識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

## 3 未然防止のための対策

### (1) 生命尊重・人権尊重を基盤とした教育活動の推進

生命の大切さを十分に認識し、一人一人の人権が尊重され、お互いを大切な存在として認め合う人間関係の構築を基盤とした教育活動を推進する。

### (2) 道徳教育及び体験活動の充実

学校の全ての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動などの充実が図られるように学校を支援する。

### (3) 児童生徒の主体的な活動の推進

児童生徒が主体的に行ういじめの防止に資する活動に対する支援を行う。

### (4) 広報・啓発活動

いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性について啓発活動を行う。各種相談窓口の周知に努める。

### (5) 家庭への支援

保護者が、いじめ防止対策推進法に規定された保護者の責務等を踏まえて子供の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置などを行う。

## 4 早期発見のための対策

### (1) 学校におけるいじめの把握

日常の観察とともに、アンケートや教育相談によりいじめの実態及び解消状況の把握に努めるよう学校を指導する。

### (2) 教育相談員による相談体制の整備

児童生徒・保護者からの相談を受けるために、教育センターに心理・福祉などに関する専門的知識を有する教育相談員を置く。

### (3) 学校への通報

いじめを把握した教職員、保護者、市職員、その他相談を受けた者は速やかに学校に報告する。

## 5 早期対応のための対策

### (1) いじめ認知の報告と解消状況の調査

いじめを認知した場合は、電話による速報又は毎月の生徒指導状況報告で教育委員会に確実に報告する。いじめの解消状況については、3か月以上様子を見守り、本人及び保護者に直接確認して解消と判断する。また、解消状況については、定期的に調査を実施する。

### (2) 指導主事の派遣

いじめへの対処に関し助言を行うために、学校の求めに応じて指導主事を派遣する。

## 6 インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対策

- 児童生徒に対するインターネットの適切な利用に関する教育及び保護者への啓発活動を行うよう指導する。
- SNSその他のインターネットを通じて行われるいじめの類似行為の早期発見に資する体制の整備を図る。

## 7 連携の強化

### (1) 学校・家庭・地域が組織的に連携・協働する体制の構築

学校が家庭や地域と組織的に連携・協働する体制を構築するよう支援する。

### (2) 関係機関等との連携

いじめ防止等のための対策が関係者との連携の下に適切に行われるよう、学校、家庭、地域、関係機関の間の連携を強化するのに必要な体制を整備する。

## 8 教職員の資質能力の向上

研修の充実を通じて教職員の資質能力の向上を図る。

## 9 学校におけるいじめ防止等の取組の点検

学校におけるいじめ防止等の取組の状況について点検・支援し、充実を図る。

## 10 その他の施策

教育委員会は、いじめを受けた児童生徒及びその他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために、必要に応じいじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずることができる。

### Ⅲ 学校が実施すべき施策

#### 1 「学校いじめ防止基本方針」の策定

##### (1) 内容

学校は、国の「いじめ防止基本方針」「阿賀野市いじめ防止基本方針」に基づいて、学校としてどのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。

「学校いじめ防止基本方針」には、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定め、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処などいじめの全体に係る内容とする。

##### (2) 留意事項

- 具体的な指導内容のプログラム化
- 年間を通じた取組計画の策定
- 策定や見直し段階での保護者等地域の方の参画
- 児童生徒の意見の反映
- 学校のホームページなどでの公開

#### 2 「校内いじめ問題対策委員会」の設置

##### (1) 構成員

複数の教職員、心理・福祉などの専門的知識を有する者、その他の関係者で構成する。

##### (2) 役割

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・改善（P D C Aサイクル）の中核となる。
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の大切・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核となる。
- 重大事態に対処するとともに、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資する。また、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

#### 3 学校におけるいじめ防止等に関する対策

##### (1) いじめの未然防止

①生命尊重・人権尊重を基盤とした教育活動の推進

生命尊重・人権尊重の考え方を基盤として学校の教育活動を推進する。

②道徳教育及び体験活動などの充実

学校の全ての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

③児童生徒の主体的な活動の推進

児童生徒が主体的に行ういじめの防止に資する活動を推進する。

④広報・啓発活動

いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性について啓発活動を行う。

(2) いじめの早期発見

①積極的な認知，変化を見逃さない関係づくり

ささいな兆候であっても，いじめではないかとの疑いを持って早い段階から的確に関わりを持ち，児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さない。

②実態把握

定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により，児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。

③校内相談体制の充実

スクールカウンセラーを活用するとともに，教職員による定期的な教育相談を行い，校内の教育相談体制の充実を図る。

④校外相談機関との連携

各種相談窓口について広く周知する。

(3) いじめへの早期対応

①対応の基本姿勢

特定の教職員で抱え込まず，速やかに組織的に対応し，被害児童生徒を守り通す。

加害児童生徒に対しては，当該児童生徒の人格の成長を旨として，教育的配慮の下，毅然とした態度で指導する。

教職員全員の共通理解，保護者の協力，関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

②いじめの発見・通報を受けたときの対応

校内対策会議で話し合った後に速やかに当該児童生徒から事情を聞き取るなどして，いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は，被害・加害児童生徒の保護者に連絡するとともに，教育委員会に報告する。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは，警察等と相談して対処する。

③いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

事実関係を把握し，家庭訪問等により迅速に保護者に事実関係を伝える。

事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童生徒の見守りを行うなど、いじめられた児童生徒の安全を確保する。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払う。

④いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以降の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に継続的な助言を行う。

複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、外部の専門家の協力を得て組織的に対応する。

いじめをやめさせ、再発を防止するために、必要に応じて適切な懲戒を行う。

⑤いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

はやしたてるなど同調した行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

学級での話し合いなどを通じて、いじめは絶対に許されない行為であることを理解させる。

#### (4) インターネットやソーシャルメディア(SNS)利用によるいじめへの対応

①未然防止

インターネットやソーシャルメディア(SNS)の特殊性による危険性やトラブルについて、最新の動向を把握し、情報モラル教育を実施するとともに、児童生徒、保護者、地域への啓発活動に努める。

パソコンや携帯電話、スマートフォン等の使用に関するマナーや家庭でのルールづくりについて保護者に積極的に協力依頼する。

②早期対応

インターネットやソーシャルメディア(SNS)利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、事案によっては関係機関と連携して対応していく。

#### (5) その他の留意事項

①組織的な指導体制

校長を中心に教職員が一致協力体制を確立する。「校内いじめ問題対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応する。

②校内研修の充実

いじめ等の生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

③家庭や地域との連携

家庭や地域に対していじめの問題の重要性を広める。

学校と家庭、地域が積極的に連携・協働する体制を構築し、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止める。

#### ④学校の評価

いじめの有無や多寡のみを評価するのではなく、実態把握に努め適切な対応が迅速に行われているかを評価する。

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・改善（P D C Aサイクル評価）を行う。

### IV 重大事態への対処

#### 1 重大事態の定義

次に掲げる場合には、重大事態として対応する。

①いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき

具体的には、次のような場合を想定する。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

②いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間（およそ年間30日）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、重大事態と捉え、速やかに調査に着手する。

③その他の場合

児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えていたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。児童生徒や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

#### 2 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した旨を市教育委員会に電話で連絡するとともに、「重大事態の発生報告」を市教育委員会に提出する。

市教育委員会は、重大事態の発生を市長に報告する。

学校は、重大事態調査の開始が決定した時点で、「重大事態調査の開始報告」を市教育委員会に提出する。

市教育委員会は、「重大事態の発生報告」「重大事態調査の開始報告」「重大事態調査報告書等」を新潟県教育委員会を通じて文部科学省に提出する。

#### 3 調査の実施

### (1) 調査を行うための組織

- 初期調査は、学校に設置された「校内いじめ問題対策委員会」が行う。
- 教育委員会が必要と判断した場合は、教育委員会の諮問機関である「阿賀野市いじめ防止サポート委員会」が調査の主体となり、学校は調査に協力する。

### (2) 調査の内容と方法

- 重大事態に至る原因となったいじめの行為が、いつ、誰から行われ、どのように態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校教職員がどのように対応したのかなどの客観的な事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。
- 入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。

### (3) 調査に当たっての留意事項

- 学校及び教育委員会は、重大事態に係る調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及び保護者に対し、当該調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 背景調査に当たり、児童生徒と保護者の要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 背景調査においては、時間の経過などに伴う制約があっても、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味も含めて、特定の資料や情報にのみ依拠することなく、客観的に総合的に分析評価を行う。

## 4 調査結果の提供および報告

### (1) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する適切な情報提供

市教育委員会は、いじめに関する調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

情報の提供に当たっては、市教育委員会は、他の児童生徒のプライバシー保護など、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

### (2) 調査結果の報告

市教育委員会は、調査結果を市長に報告する。

市教育委員会は、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒及び保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

## 5 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

### (1) 再調査

市長は、当該報告に係る重大事態に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のための必要があると認めるときは、「阿賀野市いじめ総合調査委員会」を設けて、調査結果について再調査を行うことができる。

### (2) 「阿賀野市いじめ総合調査委員会」の設置

再調査を行う「阿賀野市いじめ総合調査委員会」については、教育、心理、福祉及び法律等に関する専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）で組織し、当該調査の公平性と中立性を図る。

### (3) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態に対処するとともに、当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告しなければならない。その際、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。